

2022年5月16日

各 位

会 社 名 Y C P ホールディングス  
(グローバル) リミテッド  
(YCP Holdings (Global) Limited)  
代 表 者 名 取締役兼グループCEO 石田 裕 樹  
(コード番号: 9257 東証グロース)  
問 合 せ 先 IR担当マネージャー 梶 谷 徹  
(Tel: 03-6804-3225 E-mail: ir@ycp.com)

### 四半期報告書の提出期限延長承認のお知らせ

当社は、四半期報告書の提出期限につき、2022年5月16日付で、関東財務局長より提出期限延長の包括的な承認をいただきましたことをお知らせいたします。

記

#### 1. 対象となる四半期報告書

2022年12月期第1四半期（自2022年1月1日至2022年3月31日）に係る四半期報告書及びそれ以降の第1四半期に係る四半期報告書

#### 2. 延長前の提出期限

第1四半期に係る四半期報告書：5月15日

(注) 当該日が「行政機関の休日」（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める意味を有する。以下同じ。）にあたる場合には、その直後に到来する「行政機関の休日」に該当しない日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

第1四半期に係る四半期報告書：6月14日（第1四半期会計期間経過後75日以内）

(注) 当該日が「行政機関の休日」にあたる場合には、その直後に到来する「行政機関の休日」に該当しない日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2022年12月期第1四半期（自2022年1月1日至2022年3月31日）に係る四半期報告書につきましては、2021年12月期（自2021年1月1日至2021年12月31日）に係る有価証券報告書を開示した後に開示することになるところ、同有価証券報告書の開示は当社の定時株主総会の日程との関係で2022年5月末から6月中旬を予定しているため、2022年12月期第1四半期会計期間（自2022年1月1日至2022年3月31日まで）に係る四半期報告書の開示も有価証券報告書の開示日と同日を予定しております。

また、当社はシンガポール法人ですので、日本国内で提出すべき第1四半期報告書を作成するためには、上記の株主総会の開催や年次報告書の提出準備と並行して、現地監査法人の協力のもとに四半期財務書類の英文を作成し、それを翻訳し、日本法に基づく様式に整えた書類を作成する必要があり、そのために一定の期間が見込まれます。かかる事情から、提出期限の延長を申請した次第です。

#### 5. 今後の見通し

当社は、2022年12月期第1四半期（自2022年1月1日至2022年3月31日）に係る四半期報告書を2022年5月末から6月中旬に提出する予定です。第2、3四半期の四半期報告書については、株主総会の開催や年次報告書の提出準備が不要となることから、和訳等の作業時間を踏まえても、45日以内に提出する予定です。

## 6. その他

当社は、今後の各第1四半期に係る四半期報告書に関して、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第5項第1号に基づき、当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に承認申請書に記載の四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を関東財務局長に提出し、その旨直ちに開示いたします。

以上